

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B郡所在のCスキー場内のDスキースクールにおいて、冬期のスキーシーズンにスキー及びスノーボードの指導員として採用され、約20年間勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、スノーボードのレッスン中に左膝が曲がったまま伸ばすことができなくなるとともに痛みが出現し、さらに翌〇年〇月〇日のスノーボードのレッスン中にも右膝が同じ状態となっていたとしている。請求人は、痛みを我慢していたが、同月〇日、以前から膝の治療のために通院しているE病院に受診したところ、「両半月板損傷、両変形性膝関節症、両膝内障」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を続けた。

請求人は、本件傷病は業務が原因であるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、上記スキースクールにおいてスキーレッ

スン中に両膝を負傷し、業務上災害と認定され、「右膝外側半月板損傷、左膝外側半月板損傷、左膝内側半月板損傷、両側膝内障」（以下「前回傷病」という。）の傷病名により療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となったが、治ゆ後残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第14級の9に該当するものとの認定を受けている。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件傷病は指導員としてスノーボードの指導を行っている際に発症したものであるから、業務上の事由によるものであると主張しているので、検討する。

（2）本件傷病について、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において両膝内障、両変形性膝関節症と診断しており、G医師は同年〇月〇日付け意見書において両変形性膝関節症と考えられる旨の所見を述べている。

当審査会としても、請求人に認められる症状の主たる原因は、変形性膝関節症であると推認する。

（3）F医師、G医師共に、上記各意見書で、本件傷病は、前回傷病との比較において、傷病としてはほぼ同じであり、それが悪化したとの所見を述べているが、その原因についてF医師は業務との因果関係有りとしているのに対し、G医師は業務との因果関係には否定的であり、加齢に伴う病変の進行との所見を述べている。

- (4) そこで治療内容をみると、E病院における治療内容は、ヒアルロン酸ナトリウムの両膝関節内注入、ビタミンB12製剤内服及び2種類の鎮痛外用薬貼付であり、根治療法ではなく、対症療法であることが認められる。
- (5) 請求人が膝の引っかかり症状を発症した際の業務内容をみると、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、小学生低学年の子供に対するスノーボードの指導中であり、指導員としての通常の業務中に発症したものであると認められ、膝に過大な負荷あるいは通常とは異なる負荷が加わるような動作中に発症したとは認められない。また、ナイター業務には従事しておらず、時間外労働もなく、本件傷病の発症当時、特に業務が多忙であった状況も認められない。
- (6) 以上のことから、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病は前回傷病の増悪であると認められるものの、その原因は主に加齢に基づく傷病の自然経過としての進行であり、指導員としての業務において通常と異なる動作を行ったことや過重な業務によるものであるとは認められないと判断する。

したがって、本件傷病は、業務上の事由によるものであるとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。